

暫定的な講習会の実施について

1. 実施時期及び受付開始時期

緊急事態宣言が解除され、かつ、小規模の集会等の開催が容認される状況となった時期を想定しています。

受付開始：6月中下旬以降を予定

試験開始：7月中下旬以降を予定

2. 実施地域と受験制限

緊急事態宣言が解除され、小規模の集会等の開催が可能となった都道府県から順次、以下の講習会の試験が受験できるよう開催計画を検討いたします。但し、緊急事態宣言の解除後も感染予防の観点から都道府県をまたぐ人の移動を引き続き抑制することが求められているため、当分の間、お申込みできる会場は居住する都道府県のみといたします。

(受験可能な講習課程)

(1) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）

- ・産業廃棄物の収集・運搬課程
- ・産業廃棄物の処分課程
- ・特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ・特別管理産業廃棄物の処分課程

(2) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）

- ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

3. 試験会場と感染防止対策

感染防止の観点から、以下の会場で感染防止対策を講じた上で実施します。

- ・換気が良好で受験者が十分な間隔を置いて着席できるなど3密を回避できること。
- ・受験者のマスク着用を必須とし、手消毒を徹底すること。
- ・会場での検温と体調不良者の受験制限を行うこと（発熱者等への対応）。

4. 試験の実施要領

会場での試験は、3密を回避するために、1回の試験（1時間程度）の参加者を50名以下とし、数回に分けて実施します。

5. オンライン講義

受講希望者の自宅等のネット環境から、パソコンなどでアクセスし、オンラインでビデオ講義を受講していただきます。

6. 暫定的な講習会の受付から受験までの流れ

Webから受講を申し込んでいただきます（オンライン講義の関係上、書面での申込はできません）。

申込後、当センターからテキストを送付します。

受講者は、オンライン講義を受講後、指定された会場で試験を受けます。

試験に合格した受講者には従来どおり「修了証」が交付されます。

7. 合格基準

従来どおりです。

8. 受講料

従来どおりです（Web申込料金適応）。